

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止について	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案	・・・	7

# 公 示

24C03号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年7月18日

関東運輸局長 藤田礼子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	24C03
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	東武バスセントラル 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 24C03-1 東京都足立区綾瀬四丁目24番18地先 東京都足立区東綾瀬二丁目15番15地先 1.05キ口</p> <p>事案番号 24C03-2 東京都足立区東綾瀬二丁目15番15地先 東京都足立区東綾瀬三丁目12番13地先 0.56キ口</p> <p>事案番号 24C03-3 東京都足立区東綾瀬三丁目12番13地先 東京都足立区東和三丁目13番1地先 0.30キ口</p> <p>事案番号 24C03-4 東京都足立区東和三丁目13番1地先 東京都足立区東和三丁目12番42地先 0.24キ口</p> <p>事案番号 24C03-5 東京都足立区東和三丁目13番1地先 東京都足立区東和三丁目12番23地先 0.12キ口</p> <p>事案番号 24C03-6 東京都足立区東和四丁目17番4地先 東京都足立区東和四丁目24番10地先 0.37キ口</p> <p>事案番号 24C03-7 東京都足立区大谷田二丁目1番10地先 東京都足立区大谷田二丁目1番9地先 0.16キ口</p>

事案番号 24C03-8

東京都足立区大谷田二丁目1番9地先

東京都足立区大谷田二丁目3番5地先

0.12キ口

事案番号 24C03-9

東京都足立区大谷田二丁目3番5地先

東京都足立区大谷田二丁目4番地先

0.21キ口

事案番号 24C03-10

東京都足立区大谷田二丁目4番地先

東京都足立区大谷田二丁目3番35地先

0.09キ口

事案番号 24C03-11

東京都足立区大谷田二丁目3番35地先

東京都足立区大谷田一丁目28番11地先

0.43キ口

事案番号 24C03-12

東京都足立区島根四丁目11番地先

東京都足立区島根二丁目29番地先

1.02キ口

事案番号 24C03-13

東京都足立区島根二丁目29番地先

東京都足立区一ツ家一丁目20番16地先

0.67キ口

事案番号 24C03-14

東京都足立区一ツ家一丁目20番16地先

東京都足立区一ツ家二丁目9番8地先

0.49キ口

事案番号 24C03-15

東京都足立区南花畑三丁目33番1地先

東京都足立区南花畑三丁目22番1地先

	<p>0. 32キロ</p> <p>事案番号 24C03-16 東京都足立区南花畑三丁目22番1地先 東京都足立区神明町二丁目2番15地先 0. 70キロ</p> <p>事案番号 24C03-17 東京都足立区神明町二丁目2番15地先 東京都足立区六木四丁目4番1地先 0. 37キロ</p>
廃止の予定日	令和7年4月1日
廃止を必要とする理由	運行回数の減回により経費削減と運転士不足の解消を図っていたが、収支状況と要員状況が改善されなかったため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

### （参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることによって実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが

可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年7月18日 関東運輸局長 藤田 礼子

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B15号 中山 貴之

1. 令和6年6月24日
2. 群馬県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

- |           |      |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | 下限運賃 |
| (イ) 大型車   | 下限運賃 |
| (ウ) 普通車   | 下限運賃 |